

第6次東大和市 地域福祉計画

～人と地域がつながり支え合う
あたたかい地域共生のまち 東大和～



計画期間

令和3年度～令和8年度

令和3年3月
東大和市

1 計画策定の背景と計画の役割

(1) 計画策定の背景

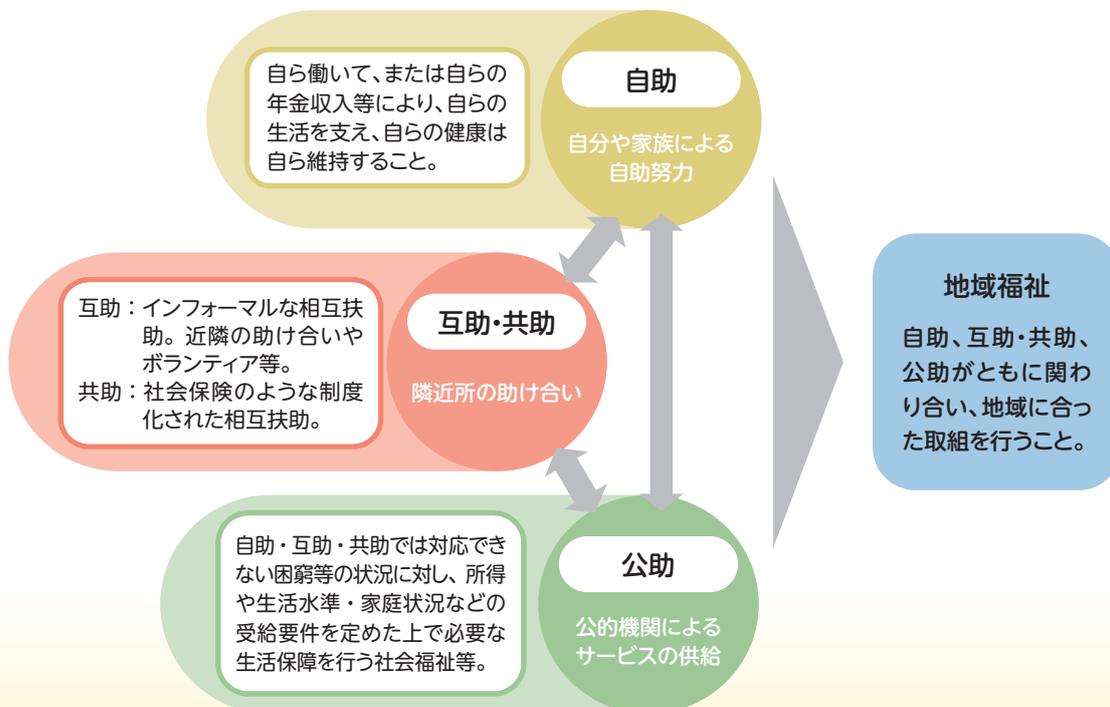
当市は、基本構想に基づき基本計画を策定しています。現在は令和3年度までを計画期間とする「東大和市総合計画（第二次基本構想（改訂）・第四次基本計画、3か年を計画期間とする実施計画（毎年度見直しを行い策定）」に基づき施策の推進を図っています。さらに、令和3年3月時点で令和23年度までの次期総合計画で基礎となる第三次基本構想を新しく決めました。この第三次基本構想中では、急速に進展している少子高齢化と人口減少への対応について特に課題であることが示され、社会・経済情勢の変化に適応し、活力あるまち、持続可能なまちを目指し、理想のまちづくりを進めることが方針として掲げられています。

この基本構想、基本計画に定められた方針等と整合性を保ちながら、地域福祉計画をはじめとして、それぞれの福祉分野における個別計画を策定し、各福祉計画の方針に基づき、各種子ども・子育て及び保健・福祉施策を実施していきます。

(2) 地域福祉を進めるために

地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力（自助）があり、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（互助・共助）、行政が責任をもつ公的福祉サービス・支援等の取組（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させて補完しあうことにより、はじめて実現することができます。

●地域福祉推進の基本視点



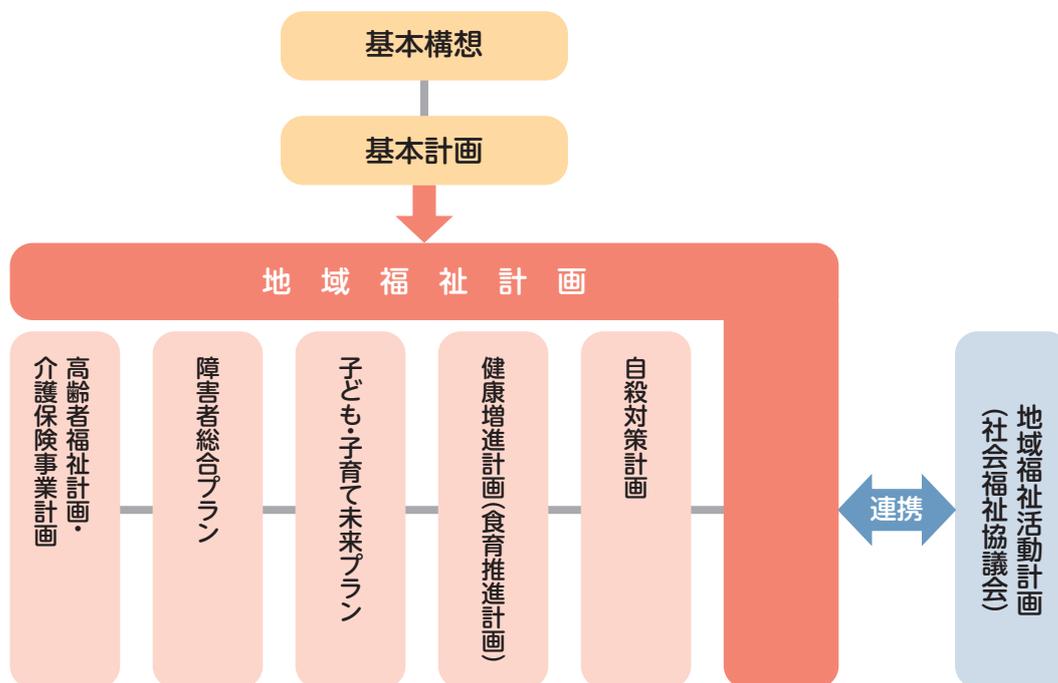
2

第6次地域福祉計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、総合計画の基本構想及び基本計画に基づき策定しています。また、平成29年の社会福祉法の改正に基づき、子ども・子育て、及び保健・福祉の分野別計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者総合プラン、子ども・子育て未来プラン、健康増進計画（食育推進計画）、自殺対策計画）の上位計画として、また連携を図るための計画に位置づけ、他の分野の計画と整合を図りながら推進するものです。

●計画の位置づけ



(2) 本計画に盛り込む施策

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づき策定する計画であり、個別計画として市の基本構想・基本計画の方針を具現化するためのものです。

なお、生活困窮者自立支援法の施行により、地域福祉計画に「生活困窮者自立支援方策」を盛り込むこととなっています。また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年に施行されたことを踏まえ、本計画に成年後見制度の利用促進に関する内容を盛り込んで策定します。

さらに、令和2年6月に成立した改正社会福祉法において、任意事業として「重層的支援体制整備事業」が新たに設けられました。本計画においても介護・高齢者福祉、障害者福祉、子ども・子育て支援、生活困窮者支援、健康増進などの分野の既存の枠組みにとらわれず、分野横断的な相談体制の整備や連携・協働で取り組む施策を検討していきます。

●計画期間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基本構想	第二次基本構想 (平成14年度～令和3年度)						第三次基本構想 (令和4年度～23年度)					
基本計画	第四次基本計画 (平成25年度～令和3年度)						第五次基本計画 (令和4年度～13年度)					
地域福祉計画	第5次計画 (平成27年度～令和2年度)						第6次計画 (令和3年度～令和8年度)					
高齢者福祉計画 介護保険事業 計画	高齢者福祉計画 (平成27～29年度)			高齢者福祉計画 (平成30～令和2年度)			高齢者福祉計画 (令和3～5年度)			高齢者福祉計画 (令和6～8年度)		
	第6期計画 (平成27～29年度)			第7期計画 (平成30～令和2年度)			第8期計画 (令和3～5年度)			第9期計画 (令和6～8年度)		
障害者 総合プラン	第3次障害者計画 第4期障害福祉計画 (平成27～29年度)			第4次障害者計画 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画 (平成30～令和2年度)			第5次障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 (令和3～5年度)			第6次障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 (令和6～8年度)		
健康増進計画	第1次計画 (平成27年度～令和2年度)						第2次計画 (令和3～8年度)					
自殺対策計画							自殺対策計画 (令和3～8年度)					
子ども・子育て 未来プラン*	子ども・子育て支援事業計画 (平成27～31年度)					子ども・子育て未来プラン (令和2～6年度)					子ども・子育て 未来プラン (令和7年度～11年度)	

※子ども・子育て未来プラン：子ども・子育て未来プランは、「第2期子ども・子育て支援事業計画」、「第1期新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画」、「第1期次世代育成支援行動計画」、「第1期子ども・若者計画」、「第1期子どもの貧困対策計画」を包含しています。



3 計画の策定・推進体制

(1) 計画の策定体制

計画策定においては、東大和市地域福祉審議会を組織し、各層の幅広い協力・参画を得てこれまでの進捗状況を報告し、協議を重ねてきました。策定に当たっては、平成31年度に地域福祉に関するアンケートを行い、基礎資料とするとともに、市民説明会、パブリックコメントの機会を設け、意見聴取を行いながら策定しました。

(2) 計画の推進に向けて

目標の実現に向けては、市民・関係団体・関係機関・事業者と行政が協働して計画を推進していく必要があります。関係者と連携を十分に図りながら、次のような取組を行っていきます。

① 計画の進捗状況の検討と意見聴取

計画を着実に推進するために、分野計画ごとに進捗状況を検討します。子ども・子育て、保健・福祉施策の総合的な推進に向けて、設置している東大和市地域福祉審議会において、意見聴取と総合的な施策の点検及び課題解決の検討を行い、施策への反映を図ります。

② 庁内推進体制の設置

庁内連絡会において、地域課題を包括的に受け止める場として調整を図るとともに、計画の進捗状況の集約と調整及び連携を行います。

③ 社会福祉協議会等との連携

社会福祉協議会や社会福祉法人、事業所等の関係団体等との積極的かつ有機的な連携を図ります。

④ 情報提供と周知・啓発

周知方法には十分な配慮を行っていきます。成年後見制度や地域共生社会など福祉に関する理解を深められるよう啓発に努めます。

⑤ 情報共有と個人情報保護

より質の高い福祉・保健・医療サービスを提供していくため、サービス利用者に関する個人情報を行政、関係機関、事業者などで共有することが必要です。そのため、マイナンバーをはじめとする個人情報の漏えいや不正利用防止に向けた情報管理を徹底します。

⑥ 自治会に期待される役割

自治会は、市民に最も身近な組織として市民同士が互いに支え合う意識を高め、当市や社会福祉協議会等と連携しながら、地域の見守りや防犯・防災をはじめ、環境美化や健康づくりなど様々な地域活動に取り組むことが期待されています。

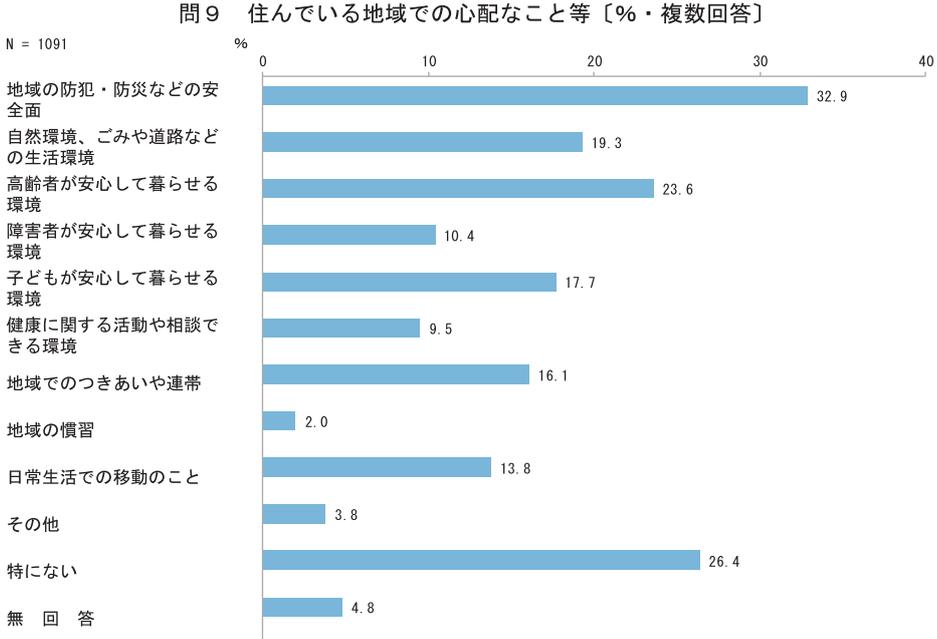


4 地域福祉計画に関するアンケート調査結果と人口推移

(1) 暮らしやすさと地域の心配ごと

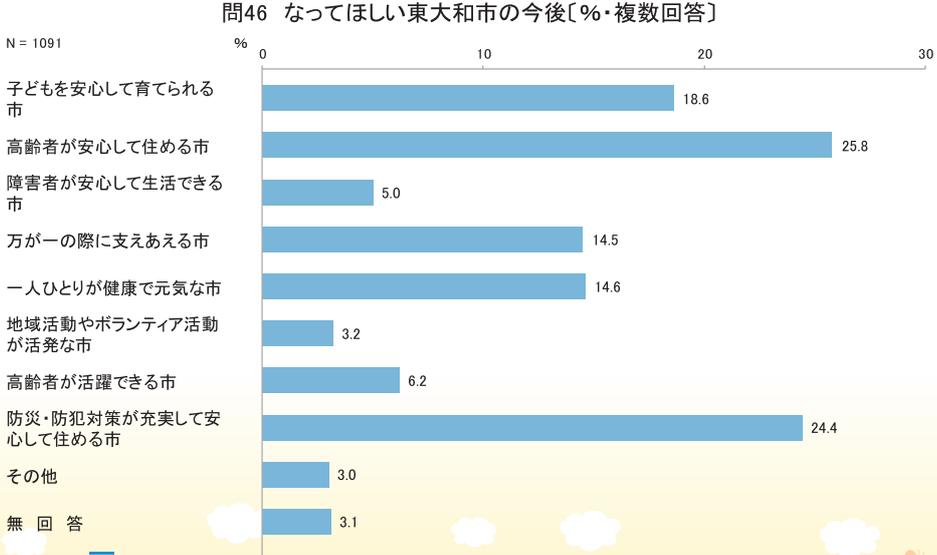
①住んでいる地域で心配なこと

●問9 あなたは、住んでいる地域で、日頃から心配なこと、気になることがありますか。それはどのようなことですか。



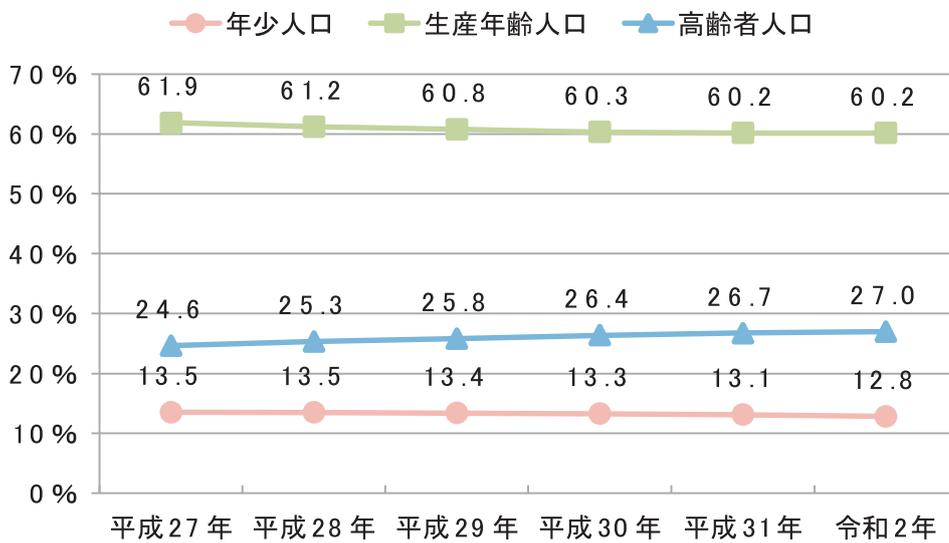
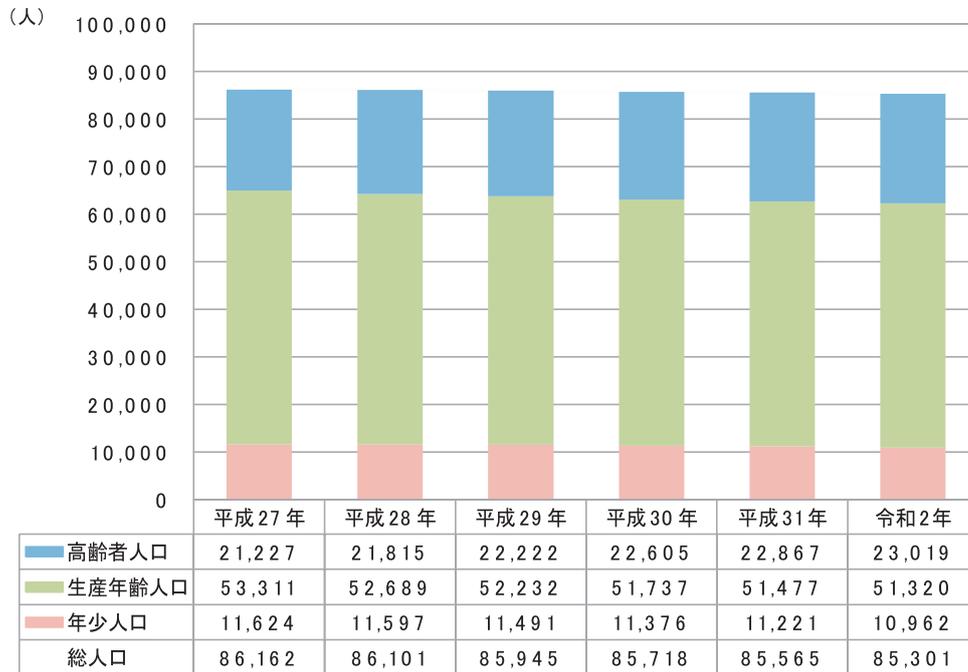
(2) 目指すまちづくりの方向

●問46 あなたは、東大和市は今後どのようなようになってほしいと思いますか。(%)



(3) 人口の推移

●人口・人口構成の推移（各年1月1日現在）



出典：統計東やまと

5 基本理念

(1) 基本的な考え方

第三次基本構想は「健康であたたかい心のかよいうまち」を保健・福祉分野の基本目標として定めるとともに、「子どもたちの笑顔があふれるまち」を子ども・子育て分野の基本目標として定めています。

この中で地域福祉の推進として、「市民同士が地域のつながりの中で、共に助け合い、支え合う体制の整備に取り組み」、「健康であたたかい心のかよいうまち」の実現を目指すとしています。

これにより、地域福祉計画などの各個別計画は、基本計画の各施策の目標及び方針を具現化する内容であることが求められています。

あわせて、当市は令和2年度に健幸都市宣言を行い、「健幸^(※1)都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針」を策定しました。生涯にわたって健康でいきいきと豊かな人生を送ることができるまちを目指す中で、地域活動やボランティア活動などの社会活動に参加し、社会的に孤立しないことも大切な要素であることから、本計画及び子ども・子育て、保健・福祉分野の施策の展開に当たっての基本的な視点とします。

※1 健幸：「健康」と「幸せ」は、全ての人の願いであるとの考え方から、「健幸＝健康で幸せ」を意味した造語

(2) 基本理念

基本構想の施策大綱、基本計画の目標及び方針を受け、第6次地域福祉計画ではその「目指す姿」として次を掲げます。

「人と地域がつながり支え合う
あたたかい地域共生のまち 東大和」



6

地域福祉計画の全体像

基本理念

基本目標

取組項目

「人と地域がつながり支え合う

あたたかい地域共生のまち

東大和」

1

地域共生社会を目指す
子ども・子育て、
保健・福祉施策の
総合的な推進

- ① 地域福祉計画の推進
- ② 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進
- ③ 障害者総合プランの推進
- ④ 子ども・子育て未来プランの推進
- ⑤ 健康増進計画（食育推進計画）の推進
- ⑥ 自殺対策計画の推進

2

包括的支援体制
の推進

- ① 相談・支援体制の充実
- ② 地域包括ケアシステムとコミュニティづくりの推進
- ③ 福祉情報ネットワークの構築
- ④ 地域の見守り・支援ネットワークの構築
- ⑤ 権利擁護支援の推進
- ⑥ 生活困窮者への支援対策の推進

3

地域活動への
住民参画の促進

- ① 自治会活動の支援
- ② ボランティア等活動の推進
- ③ 社会福祉協議会との協働
- ④ シルバー人材センターとの協働

4

福祉の環境づくり
の推進

- ① 福祉教育の推進
- ② 福祉サービス苦情相談窓口の運営
- ③ 利用者の立場に立った福祉サービスの推進
- ④ 福祉人材の育成と福祉サービス提供体制の確保

5

福祉のまちづくり
の推進

- ① 公共建築物及び公園・道路などの公共施設の整備
- ② 民間施設の整備促進
- ③ 災害時要配慮者対策の推進
- ④ 安全・安心を守る環境づくりの推進
- ⑤ 公共交通の連携と移送サービスの充実

基本目標 1

地域共生社会を目指す子ども・子育て、 保健・福祉施策の総合的な推進

地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、子ども・子育て支援、健康増進、自殺対策の各分野の子ども・子育て、保健・福祉施策の充実を図ります。そして、支援が必要な人・世帯がかかえる福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育に関する課題、地域社会からの孤立や生活しづらさ等の多様な課題の解決に向けて分野を横断し、連動して取り組む施策を推進し、地域で共生できる福祉のまちづくりを推進します。

1 地域福祉計画の推進

「人と地域がつながり支え合う あたたかい地域共生のまち 東大和」の実現を目指して、各種施策を連携させ、子ども・子育て、保健・福祉施策を推進します。

2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進

「支え合う地域の中で 高齢者の意思が尊重され 健康で生きがいを持って暮らせるまち 東大和」を目指して、高齢者福祉・介護保険事業の総合的な推進を図ります。

3 障害者総合プランの推進

「障害のある人もない人も、お互いを尊重し、ともにつくろう、共生のまち東大和」を目指して、障害のある人の自立を支える基盤整備とサービスの充実を図ります。

4 子ども・子育て未来プランの推進

「あふれる笑顔で すべての子どもたちの豊かな心と幸せを育むまち 東大和」を目指して、市民の子育てについての理解と認識を深め、地域社会が一体となって子どもの成長と子育てを支援します。

5 健康増進計画（食育推進計画）の推進

「一人ひとりが協力して 限りある命を大切にし、健康で幸せに暮らせるまち 健幸都市 東大和」を目指して、市民の心身の健康支援と食育を推進します。

6 自殺対策計画の推進

「ともに 心をつなげて いのち支え合う 誰も追い込まれることのない東大和市を目指して」、心の健康づくりと自殺対策を推進します。



基本目標 2

包括的支援体制の推進

地域の課題を解決するため、地域の力を寄せ合い、支え合う、連携と協働のまちづくりの基盤となる地域包括ケアシステムの確立、地域共生社会を目指したコミュニティづくりや、相談支援体制、情報ネットワークの充実などの基盤整備を目指します。

1 相談・支援体制の充実

社会環境が変化し、80・50問題など、市民の抱える問題も複雑になってきています。世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、市のそれぞれの相談窓口での対応力を高めるとともに、包括的な支援体制の構築に向けた連携・体制確保を図ります。

2 地域包括ケアシステムとコミュニティづくりの推進

高齢者をはじめ障害のある人、支援が必要な人の地域の生活を支援するため、包括的な支援・サービス提供体制として、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、コミュニティ活動の支援、地域共生に資する多様な地域活動の普及を図り、多様な参加と協働を推進します。

3 福祉情報ネットワークの構築

地域の課題解決のために、地域の福祉にかかわる様々な情報を共有・活用できるように、福祉情報のネットワーク化を図ります。

4 地域の見守り・支援ネットワークの構築

地域で安全に安心して暮らすことができるよう、地域の協力を得ながら、見守り活動と支援につながる活動を推進します。

5 権利擁護支援の推進

高齢や障害、認知症などにより判断力が低下した人の生活を支援するため、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度の利用促進とともに、相談体制と支援体制づくりに取り組みます。

6 生活困窮者への支援対策の推進

「東大和市暮らし・しごと応援センターそえる」を中心に、生活に困っている方を対象に自立のための相談支援や援助をし、適切な支援につなげるために相互に連携して支えるネットワークの構築を目指します。



基本目標 3

地域活動への住民参画の促進

地域福祉を担う社会福祉協議会やボランティアや地域における自主活動の活性化、多様な主体の参加を促進し、多様化する生活課題、福祉課題の解決のための取組をまとめ、連携と協働による施策の推進を目指します。

1 自治会活動の支援

地域のつながりを深め、地域の防犯・防災などにつながる地域の自主組織として、自治会活動を支援します。

2 ボランティア等活動の推進

福祉・教育・文化・防災などの多様な分野において、市民が自発的・主体的に参加できるように、ボランティアの育成と活動支援に努めます。

3 社会福祉協議会との協働

地域の福祉活動の中心的組織であり、ふれあいのまちづくり事業をはじめ、地域の市民活動を支援していく中核的な組織である、社会福祉協議会の運営を支援します。

4 シルバー人材センターとの協働

高齢者が社会参加し自らの経験や能力を生かすことができるよう、シルバー人材センターの運営を支援していきます。

基本目標 4

福祉の環境づくりの推進

地域に暮らす人、誰もが互いに認め合い、人とつながり協力し合える心を育てる福祉教育を推進します。また、相談・支援の体制と地域での連携体制を拡充し、福祉環境の向上に努めます。

1 福祉教育の推進

全ての市民がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、地域の中で共生する力を育むことを目標に、多世代に向けた福祉教育を推進します。

2 福祉サービス苦情相談窓口の運営

福祉サービスに関する苦情や相談に対応し、福祉サービス利用者がサービス提供事業者と対等な関係で契約し、必要なサービスを利用できるよう支援します。



3 利用者の立場に立った福祉サービスの推進

利用者が自ら必要な福祉サービスを選択して利用できるように、適切に提供を行います。また、利用者のケアマネジメントも推進します。

4 福祉人材の育成と福祉サービス提供体制の確保

福祉サービスの安定的な提供体制と福祉人材の確保・育成に向けた取組を推進します。

基本目標 5

福祉のまちづくりの推進

東京都福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設、民間施設、交通アクセス等の改善・整備に努め、バリアフリーとユニバーサルデザインの視点に立った、安全で安心して暮らせるまちづくり・環境づくりを推進します。

1 公共建築物及び公園・道路などの公共施設の整備

市民にとって安全で利用しやすいまちを目指して、市民の利用する公共建築物や公園・道路などの公共施設の整備・改善に努めます。

2 民間施設の整備促進

地域のバリアフリー化に向け、市民の利用の多い民間施設への指導・啓発に努めます。

3 災害時要配慮者対策の推進

災害時の避難等で支援が必要な高齢者や障害のある人の把握を関係機関と連携して行い、災害時における支援体制づくりに努めます。

4 安全・安心を守る環境づくりの推進

市民生活の地域の安全・安心を確保するため、交通安全対策や防犯・防災対策を推進します。

5 公共交通の連携と移送サービスの充実

コミュニティバスの利用促進と移動支援事業などにより、移動に支援が必要な人の暮らしを支援します。



7 成年後見制度の更なる利用促進

(1) 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方の権利を保護するための制度です。

大きく分けると、任意後見制度と法定後見制度の2つがあります。

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

(2) 位置づけ

「国の基本計画」にて、策定することが努力義務として定められている、市町村における成年後見制度利用促進基本計画に相当します。単独で計画を策定するのではなく、地域福祉計画内にて施策や指針を定めることで、地域での福祉サービスのみならず、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者総合プラン」及びその他の関連計画との整合、連携を図ります。

(3) 成年後見制度推進機関（東大和市社会福祉協議会）

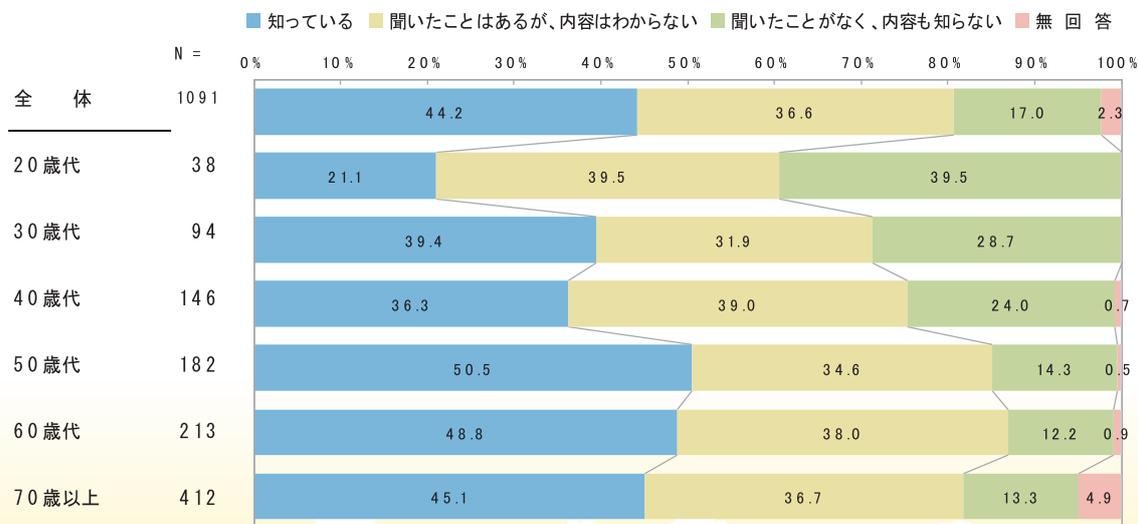
当市は、東大和市社会福祉協議会へ成年後見制度に係る業務として「成年後見活用あんしん生活創造事業」を委託しています。東大和市社会福祉協議会は成年後見制度推進機関として、成年後見人等への支援、関係機関との連携、連絡、情報提供を行っています。

(4) 当市の状況

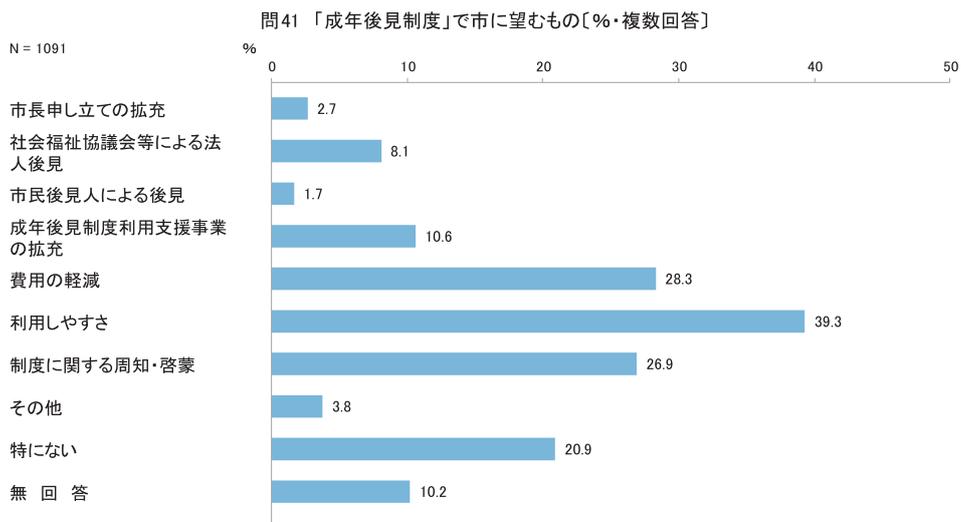
① 認知度

● 問36 「成年後見制度」について知っていましたか。（％）

問36 「成年後見制度」の認知〔％〕



② 「成年後見制度」で本市に望むものは何か



(5) 現状から見えた課題と基本目標

基本目標1 成年後見制度利用支援体制の充実

多くの市民が成年後見制度の必要性を感じていないこと、本市に対して制度の利用しやすさを求めていることは、成年後見制度の周知・啓発が十分ではないためであると考えられます。また、地域共生社会実現の観点からも、成年後見人と成年被後見人の一対一の関係から変化させ、地域ぐるみでサポートする体制をつくるために、啓発範囲の拡大が必要であると考えます。以上のことから、成年後見制度の周知・啓発の強化を行うこととします。

現在本市では、成年後見人等への報酬費用の助成の対象者は、原則、市長による審判の請求により、後見開始等の審判を受けた者としています。本市に望むものとして「費用の軽減」が挙げられていることから、成年後見人への報酬費用助成の金額・対象者の拡大についても検討を行います。

また、時代とともに変化する状況に柔軟に対応できる支援体制を維持できるようにするため、三士会等との意見交換会議の実施を継続します。

基本目標2 地域における権利擁護の担い手支援

現在、本市では、市民後見人の養成や、法人後見事業の委託を行っていません。しかし、市内では専門職の後見人不足が深刻化しており、担い手の確保が必要となっています。市民後見人には、地域に根付いたきめ細かな身上監護を行うことができる等のメリットがあります。法人後見にも、特に被後見人が若い場合などに後見業務の継続性・永続性を担保できる等のメリットがあります。上述のようなメリットを周知し、市民の理解を得ていくこととあわせて検討を進めていくこととします。

基本目標3 権利擁護にかかる地域連携ネットワークづくり

多くの人にとって成年後見制度が必要である一方で、多くの方が成年後見制度は必要ないと考えています。また、市における成年後見制度の認知度は比較的高いといえますが、いまだ半数以上の方が成年後見制度の内容について知らないのが現状です。こうした状況においても、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」を達成するべく、地域連携ネットワークを整備（中核機関を設置）することを目指します。

8 計画を推進するために

(1) 協働による地域福祉の推進

地域福祉は、住民や自治会、各種団体、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO 法人等の「地域」、市役所等の「行政」、社会福祉協議会や介護・障害福祉サービス事業者等の「関係機関」の連携・協力のもとに成り立っています。

地域福祉を推進するためには、これらの地域を支える人と人とのつながりやそれぞれの活動への理解が必要です。

人と人が顔を合わせつながり合うことで、よりよい協力関係を築きながら連携し、施策の推進に努め、基本理念である「人と地域がつながり支え合う あたたかい地域共生のまち 東大和」を実現していきます。

(2) 計画内容の周知

市報やホームページなどの多様な媒体を活用し、本計画の目指す理念や目標、取組項目について、広く市民に周知し、地域での活動の浸透を図ります。

(3) 計画の進行管理・評価

これまでも毎年度の点検・評価とともに、計画の最終年度の目標を定め、各年度の実施状況の評価及び報告を行ってきました。

本計画においても、引き続き東大和市地域福祉審議会で実施状況の適切な評価及び進行管理を行い、計画の着実な推進に努めます。

また、進行管理については、計画 (Plan)、実行 (Do)、点検・評価 (Check)、改善 (Action) といった一連の PDCA サイクルに基づきその進捗状況を管理していくことに努めます。

● PDCA サイクルのイメージ

